

○酒田市小・中学校学区改編審議会条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 214 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日条例第 23 号 平成 29 年 12 月 22 日条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、酒田市小・中学校学区改編審議会(以下「審議会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 学区の改編及びその実施に必要な事項に関し、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応ずるため審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内小・中学校 PTA 代表
- (2) 識見を有する者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会においてこれを行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日条例第 23 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 22 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。